

『ヘルパー養成講座』

(重度訪問介護従業者養成研修のお知らせ)

Q & A

「重度訪問介護」とは？

…重度の肢体不自由等があり、常に介護や見守りを必要とする**障害のある方**が利用できるサービスです。障害者総合支援法という法律に定められています。このサービスでは、介護・家事・コミュニケーションのサポート・見守り・外出などを総合的に行います。

この講座でもらえる**資格**とは？

…厚労省が定める重度訪問介護従事者養成研修基礎・追加過程の「**修了証明書**」を取得することができます。この証明書をもっていることで、重度訪問介護のヘルパーとして、働くことができます。

申し込みの**要件**は？

…特にありません。未経験の方、スキルアップを目指す方、**どなた様也大歓迎**です。私たちの暮らす街には、「地域で楽しく暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」と願う、重い障害のある方が沢山いらっしゃいます。そんな方たちの力になって頂けたら幸いです。



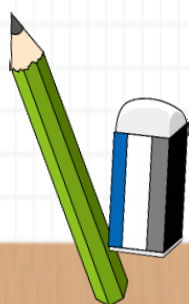
研修期間 講義 2月15日(水)・2月17日(金)
実習 2月18日(土)～3月31日(金)の間で10時間

研修会場 講義 神奈川県立地球市民かながわプラザ 大会議室
実習 訪問の家 グループホーム(栄地区/磯子地区/旭地区)

募集定員 20名(先着順)

受講料 6,000円(テキスト代含む)

申込方法 下記のホームページより受講申込書をダウンロードし、FAXにて申し込み



《お申込先・お問い合わせ先》

社会福祉法人 訪問の家 ヘルパー養成講座事務局

〒247-0035 横浜市栄区桂台西2-5-10

TEL: 045-392-8641 FAX: 045-392-7294

HP: <http://www.houmon-no-ie.or.jp>

または「訪問の家」で検索

担当: 青柳